

Q：遺言をする立場で、なるべく争いが起きないようにするには、どうしたらよいでしょう。

A：やはりご自分の真意が遺された家族に伝わるような工夫が必要です。

遺言には、遺言として指定できる（法律的に効果を生む）事項が決められていますが、それ以外の事項を書いてはいけないものでもありません。余事記載として法律的な効力は発生しなくても、遺族へのメッセージとして必要な機能を果たすこともあるのです。

\*何故、そのような遺産配分に至ったかの理由を簡潔に説明する。遺産の配分が少ない者は、不公平感をぬぐえず、多く配分された者に反感や反発をいただくものです。遺言した人が、何故そのような配分を考えたかの理由がわかれば、蟻りや不公平感も軽くなるというものです。

\*配分の多寡はあるとしても、なるべく遺留分を配慮した配分を考えておくこと。

\*遺された家族への思いや、互いに助け合って円満な関係を続けてほしいというメッセージが伝われば、それが本来の遺言の目的なのではないでしょうか。

このあたりの創意・工夫は、色々な遺産分割協議の事案を纏めたり、遺言書の作成に携わった経験がものを言います。どうぞ、一度親しく弁護士にご相談してみてください。